

報告第 8 1 号

平成 1 6 年 2 月 4 日承認

福祉保健部会国民年金分科会の事務事業調整方針について

福祉保健部会国民年金分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 2 月 4 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第81号

協 議 会 報 告 項 目

福 祉 保 健 部 会

国民年金分科会 8-10

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
8 - 10 - 1	国民年金窓口受付体制	5/1			5/8	
8 - 10 - 2	被保険者の資格管理	5/1			5/8	
8 - 10 - 3	基礎年金の給付(老齢・障害・遺族等)	5/1			5/8	
8 - 10 - 4	保険料の減免(半額・全額)	5/1			5/8	
8 - 10 - 5	学生納付特例	5/1			5/8	
8 - 10 - 6	申請及び現況届に係る所得状況調べ	5/1			5/8	
8 - 10 - 7	国民年金制度の啓蒙活動など	5/1			5/8	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	国民年金分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 国民年金窓口受付体制	・各種申請、届出の受理及び審査	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
2 被保険者の資格管理	・国民年金システムを活用した資格等の台帳管理の実施。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
3 基礎年金の給付(老齢・障害・遺族等)	・基礎年金(老齢・障害・遺族・寡婦)を受けようとする場合(3号、空期間除く。)、各基礎年金裁定請求書に必要事項を記入し、津社会保険事務所へ送付。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
4 保険料の減免(半額・全額)	・所得が少ない場合や、失業・災害などで納めることができない人には、法定免除(定められた条件で免除)と免除申請書の提出により、社会保険庁長官の承認を受けて免除する(申請免除)を受け、所得状況などの書類を添付して津社会保険事務所へ送付。 ・平成14年4月1日より、第1号被保険者で一定の条件に該当する人で、申請に基づき承認されれば、保険料の半額の納付が免除。(但し、学生納付特例の学生は除く。)	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 現行のまま新市に引き継ぐ。 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・台帳管理なし	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	国民年金分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
5 学生納付特例	・一定の条件に該当する20歳以上の学生(大学・専門学校など)が、申請に基づき承認されれば、学生期間中は保険料の納付が猶予され、卒業後に後払いすることができる。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
6 申請及び現況届に係る所得状況調べ	・20歳前障害、老人福祉年金の定時届における所得状況の調査。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
7 国民年金制度の啓蒙活動など	・社会保険庁作成のパンフレット等の配布。 ・市政だより等広報誌への登載。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5. 現行のまま新市に引き継ぐ。 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。 7. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	-	